

令和3年度福島県立高等学校入学者 後 期 選 抜 募 集 要 項

福島県立福島工業高等学校
〒960-8003 福島市森合字小松原1番地

〔 飯坂線電車：美術館図書館前下車
バ ス：工業高校前下車 〕

電話(024)557-1395(代)

FAX(024)556-0405

URL：<https://fukushima-th.fcs.ed.jp/>

1 実 施 学 科

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

2 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、本校は県下一円とする。

3 募 集 定 員(前期選抜を含む)

課 程	学 科	募 集 定 員	修 業 年 限
全 日 制 (昼 間)	機 械 科	80 名	3 年
	電 気 科	40 名	
	情報電子科	40 名	
	建 築 科	40 名	
	環境化学科	40 名	

4 出 願 資 格

入学を出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

5 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

- (1) 本校の全日制の課程と定時制の課程との併願は認めない。
- (2) 全日制の課程を志願する者については、募集を行う本校全日制の課程に属する学科間に限り第二志望までの併願を認める。

7 出願期間

令和3年3月16日(火)から3月17日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、**速達・書留**とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和3年3月17日(水)正午までに**必着**とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① **入学願書**（県教育委員会において作成したもの）
 - ② **調査書**
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
 - ③ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① **入学願書**（上記(1)①に同じ）
 - ② **健康診断書**（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「4 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ **履修証明書、学習成績証明書**
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ **受験票用紙**（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ **入学検定料納付済証明書用紙**（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**後期選抜志願者名簿**を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「**入学検定料納付済証明書**」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「**福島県収入証紙**」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**自己申告書**を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年3月16日(火)から3月19日(金)までとする。
郵送の場合には、3月19日(金)**必着**とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

県外等からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、福島県内に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票を交付する。
後期選抜において入学検定料を納付した者には、入学検定料納付済証明書を交付する。
- (2) 入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

12 出 願 先 変 更

志願者は、令和3年3月18日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願先を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定

料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ② 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校校長に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ③ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (3) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

13 選 抜 方 法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

調 査 書	面 接	作 文
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は点数化しないが内容は精査する。	個人面接を実施する。 面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、英語、技術・家庭〔技術分野〕）を含む。 面接については段階評価する。	作文を実施する。 与えられた題について、400字以内で自分の考えをまとめる。 作文については段階評価する。

14 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和3年3月22日(月)
- (2) 会 場 本校各教室
- (3) 日 程

受 付	午前8時30分～午前8時45分 受付場所は本校正面玄関とする。
点呼・諸連絡	午前8時45分
作 文	午前9時00分～午前9時40分（40分）
面 接	午前9時50分～

- (4) 持 参 物 受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、上ばき

15 合格者発表

- (1) 令和3年3月23日(火)午後3時以降に、本校正面玄関に掲示する。
- (2) 合格者に対し、受験票と引き換えに、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

16 その他

- (1) 出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) この要項に記載されていない事項は令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。